

平成17年6月22日

国立大学法人 宮城教育大学

学 長 横 須 賀 薫 殿

監 事 高 橋 直 見



監 事 犬 飼 健 郎



平成16年度業務監査及び会計監査の結果について（報告）

私ども監事は、国立大学法人法第11条4項の規定に基づき業務監査を、同法第35条において準用する独立行政法人法第38条2項の規定に基づき会計監査を実施致しました。

業務監査の結果については、(別紙1)のとおり「業務監査報告書」を、会計監査の結果については、(別紙2)のとおり「会計監査報告書」を提出致します。

なお、「業務監査報告書」については、本学33部署に実施した業務監査に基づいていますが、その「監査記録」は別添のとおりです。

また、「会計監査報告書」については、中央青山監査法人からの報告及び説明等を参考にしてあることを申し添えます。

(別 紙 1)

業 務 監 査 報 告 書

1 業務監査の概要

私ども監事は、国立大学法人宮城教育大学の年度計画を踏まえ、両名で定めた監査計画に基づき、主要な会議に陪席して業務執行の把握に努めるとともに、平成 16 年度の業務監査を実施しました。監査の期間は平成 17 年 1 月 17 日から 2 月 23 日まで、対象は役員（理事）、学務担当副学長、各課長、附属図書館長、教育研究評議会構成員（各講座主任教授）、各センター長、各附属校園長の 33 部署であり、監査方法は事前に提示した項目等についての聴取（質疑応答含む）を主とする形式をとりました。

2 監査の視点等

教員養成大学である本学は、教員を目指す優秀な学生を受け入れ（選抜し）、充実した授業等を行って資質の高い教員、社会人を養成し、1 人でも多くの学生を学校（世）に送り出し、教育界（社会）で広く活躍することにより高い評価を受けるという観点に立って監査を実施し、併せて、情報公開等についての取組み状況も聴取しました。前者については、中期目標・中期計画及び年度計画の中に盛り込まれている観点や内容であり、本学の主要な部署がどのような課題意識を持ち、具体的にどのような取組みをしているのか、また、後者については、国レベルで情報公開法や個人情報保護法が制定され社会の関心が高まっていることから、本学の対応等についての実情（実態）調査の趣旨もありました。

3 監事所見（附帯意見）

私ども監事は、本学が国立大学法人としてスタートしたこの 1 年、学長のリーダーシップのもと、中期目標、中期計画及び年度計画に沿って、諸々の事業が着実に執行されていることを認めます。

なお、以下は上記 1 の「業務監査の概要」にあるとおり、33 部署を対象に実施した業務監査等を基に、所期の各目標及び計画の進捗状況等について、監事所見（附帯意見）としてまとめたものであります。

(1) 入学者選抜の在り方について

中期目標に「教員を目指す者を積極的に受け入れるため、受け入れるべき学生像を明確にし」とあり、年度計画にはその趣旨を踏まえ、「より適切な選抜方法の検討を行なう」とあります。

本学では入学者選抜について先駆的な取り組みをしてきた歴史や伝統があり、今後も多様な観点から継続して改善を推進されたい。

なお、少子化が進む中で資質ある学生の安定確保、宮城県内入学者の約9割を占める仙台圏一極集中や地方教育委員会関係者等の中に根強くある「教員の資質を備えている地方の人材発掘につながる選抜を」などという声も視野に入れ、本学のアドミッションポリシー確立と適切な選抜方法について、検討を推進されたい。

(2) 資質の高い教員の養成について

中期目標に「教員養成に責任を負う大学として、(中略)優れた資質・能力をもった教員を養成する」とあり、年度計画にはそれらの趣旨を踏まえ、「教育実習をコアとした教員養成カリキュラムに関する共同研究を開始する」とあります。これらの目標・計画を踏まえ、その実現を図るとともに、以下の項目についても特段の配慮をされたい。

① 教職の魅力や育むキャリア指導の充実

大学生は大人であるから自分の進路は自分で決めるべきで大学の教員がどうこうすることはできないし、するべきでもないという考えがあります。大学生が進路をきめるのは本人であるということは当然のことですが、宮城教育大学は教員養成大学であることから、大学の先生方は学生に対し教師の仕事は将来の子どもを育てる極めて大事な、意義とやりがいのある仕事であることを訴えて学生のやる気を喚起し、情熱を持って教師になるような指導を推進されたい。

② 教育学部課程改革と体系的な教育実習

学生が教員になろうと決意する動機の多くが教育実習の体験にあるといわれており、教育学部課程改革の柱でもある観察、体験、基本実習、応用実習という本学の教育実習体系構想は、時宜にかなった教員養成の要であると考えられるので、その体系構想を速やかに実現されたい。

なお、附属校園は教員養成のため可能な限り教育実習に協力する使命がありますが、多くの学生が公立学校の教員を目指す本学においては、学生に多様な公立学校の現場を観察、体験する機会を提供することが、教員になろうとする早期の動機付けと資質の高い教員養成に結びつく有効な方法であると考えます。年度計画にある「教養・専門性・実践的指導力を併せ持った人材を養成する」及び教育学部課程改革の「体系的な教育実習を実施し教員としての実務面の訓練にあたるとともに教員としての資質形成の軸にあてる」という趣旨等を踏まえ、県教委、市教委との一層の連携を推進し、各地域の小・中学校、高等学校、及び特殊教育諸

学校等公立学校の現場を活用した体系的な教育実習を実現されたい。

③ 基礎学力不足の学生に対する指導の推進

近年の大学生の基礎学力不足については全国的傾向であり、マスコミでもしばしば報道されているとおりですが、本学においても基礎学力不足を指摘する声が少なくなく、全学的対応が必要であると思われるので、実効性のある対策を検討されたい。

なお、さる講座においてスタッフ合意のもと、課外授業で「日本語作文教室」を開始したことは有効な対策として注目されます。

(3) 教員採用試験等の合格率向上の方策等について

中期計画に「就職指導の充実を図り、教員採用試験合格率を高めるとともに、教員以外の就職の場の開拓も行なう」とありますが、本学において、これまで十分とは言えなかったこの課題について、年度の途中から就職についての相談、指導、支援等の集中強化を図るため「キャリア・サポートセンター」を開設したこと、またその前後に各種ガイダンス、セミナー及び講座等を相次いで開催し、前年度比較で教員採用試験合格者の増加をみたことは前進であったと判断します。

なお、教員採用試験の合格率向上を含む就職の指導、対策等の充実を図るため、以下の項目についても特段の配慮をされたい。

① 普段の授業における教員採用に関わる啓発

大学教員が自らの深い研究を学生に講義し、学問のおもしろさと難しさを学生に示すことは大学の授業として不可欠です。しかし、それと同時に、生涯の専門職（キャリア）としての教員の素晴らしさや採用試験の情報を提供するなどして、実利ある知識を教えることも必要なので、本学が重点事業として開設したキャリア・サポートセンターと連携をとりながら、講座及び専攻全体としてもその取組みを推進されたい。

② 本学独自の系統的、体系的なキャリア開発・支援

従来、各講座や専攻で試みてきた就職指導等（例えば、小中高の教員と大学教員を含む教科研究会の組織化及び交流の継続、教員採用試験対策としての模擬授業の実施、「日本語作文教室」の開設、学校現場等の教員を非常勤講師に登用することなど）は、各部署における自発的、個別的取組みの面があったものの、学生支援としてそれ自体、有益かつ貴重な試みであったと考えられます。

今後は、大学全体としての機能的かつ効率的観点に立って、より実効性を高めるため、教育学部課程改革の柱ともなっている、入学から卒業

学年までの教育実習体系（観察、体験、基本実習、応用実習）等を組み入れた、本学独自の系統的、体系的なキャリア開発・支援の体制を速やかに確立されたい。

(4) 情報公開等への対応状況について

① 各課における事務・行政関係文書

各課における事務・行政関係文書については、文書管理規程に基づき、文書分類基準表を作成し、おおむね整理・保管されていると判断します。

なお、平成 17 年 4 月より個人情報保護法の施行されたこともあり、前年度までの個人情報の保管等については、一層留意されたい。

② 各講座（所属教員）が保管する教育・研究関係文書

教育・研究関係文書の保管について、例えば、卒論の場合は、講座のロッカー、指導担当教員の個人保管など、保管の場所や保管の主体（保管者）が多様であります。将来、開示請求等があった時に、当該教員が異動（退職等）していた場合には、それに対する迅速・適切な対応に不安が残ります。最終的には大学として保管の責任を問われることとなりますので、適切に対応できるよう文書保管システムを整備されたい。

なお、文書管理規程の別表第 1（第 4 条関係）で「前期・後期の定期試験問題」は 5 年保存と規定されていますが、講座、専攻の担当者によっては随時試験を実施する場合がありますので、この試験問題が上記文書管理規程の 5 年保存を要する「前期・後期の定期試験」に該当するのかどうか、規程の改正も含めて総合的に検討されたい。

(5) その他

① 教員養成大学にふさわしい人材登用

大学教員として研究業績が顕著で学識の高い人材を登用することは当然ですが、全国の教員養成大学及び教員養成学部の最近の動きは「実践的指導力のある教員の養成」に重点を置き、実務経験を含む多様な経歴のある人材を大学教員に登用するなど、種々の取組みを進めています。

本学においても、実践的指導力の備わった教員養成が時代のニーズであることを踏まえ、教員養成大学にふさわしい人材の登用を一層推進されたい。

② 効率的な財務運営の推進

法人化に伴い効率化係数等の導入により、学内資金が厳しくなることについて、学内関係者の多くが深刻に受け止めています。法人が活力を維持しつつ発展するため、必要不可欠な資金と節約可能な資金を区分

けて、コンセンサスやモラルに配慮しつつも、その配分及び執行等を適切かつ果敢に推進されたい。

③ 教育臨床総合研究センターの改革

「教育臨床」とは医学系の診療・研究に対比した教育課程等に係る実践を意味し、「教育臨床総合研究センター」という名称はこれに由来するとのことですが、その名称から受ける学校教員や世間の印象は「障害者のための総合研究」というものが普通であり、実際の業務とは異なっています。また、「教育臨床総合研究センター」の業務内容が新設の「特別支援教育総合研究センター」と重複する部分もみられ、効率的組織運営という観点からも課題が残ります。

これらのことから、その名称、業務内容、教育方法・教育課程に係る実践、及び両センターの分掌等といった課題について、大学機構改革も視野に入れて総合的に検討されたい。


④ 学生相談機能の充実改善

保健管理センターにおける学生相談について、相談担当者の中に、授業と評価を担当する本学教員の兼務がみられますが、相談内容が本学教員との人間関係そのものの悩みということも想定されますので、できる範囲で学外者を専門カウンセラーとして配置されたい。

平成 17 年 6 月 22 日

国立大学法人宮城教育大学

監 事 高橋直見 

監 事 犬飼健郎 

(別 紙 2)

会 計 監 査 報 告 書

私ども監事は、国立大学法人法第 11 条 4 項及び同法第 35 条において準用する独立行政法人法第 38 条 2 項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、即ち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに事業報告書及び決算報告書について監査を行なった結果について、下記のとおり報告致します。

記

1 監査方法の概要

監事は、当期の監査計画に従い、財務会計の制度化及び業務運営の効率化並びにコンプライアンスの充実を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ）、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、大学本部及び附属学校園などの財産状況を調査しました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表等及び附属明細書につき検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人である中央青山監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人宮城教育大学の業務運営の状況を適正に示しているものと認めます。
- (3) 役員職務執行に関する不正行為又は法令若しくは規定に違反する重大な事実は認められません。

平成 17 年 6 月 22 日

国立大学法人 宮城教育大学

監 事 高橋直見 

監 事 犬飼健郎 